

国土交通省 長崎河川国道事務所

記者発表資料

《 第 1 報 》

国道 34 号・国道 57 号の渡り線部（諫早市^{おぶなこし}小船越町）の
法面損傷に伴う通行規制について

国道 34 号・国道 57 号の渡り線部（諫早市^{おぶなこし}小船越町）で法面損傷が確認され
崩落の危険性があるため、別紙の箇所で 13 時 30 分頃より

全面通行止めを実施いたします。

1. 【第 1 報】 国道 34 号・国道 57 号渡り線部の通行規制
について

- 被災場所 : 国道 57 号諫早市^{おぶなこし}小船越町
- 被災日時 : 令和 5 年 8 月 25 日
- 被災状況 : 法面モルタルの損傷（浮き・ズレ落ち）
- 交通規制 : 新小船越トンネルの全面通行止め
- う回路 : 有り ※詳細は、別紙記載

※通行の際は交通誘導員の指示に沿って、迂回路へお回り下さい。

【問い合わせ先】

国土交通省 九州地方整備局 長崎河川国道事務所 災害対策支部

電 話 : 095 - 839 - 9211

道路副所長 児玉（こだま） 総括保全対策官 高田（たかた）

計画課長 小柳（こやなぎ）

